

2. 河川整備計画の目標に関する事項

本河川整備計画は、現時点における圏域及び河川の状況に基づいたものである。

ただし、今後の圏域及び河川をとりまく社会環境の変化等に合わせて、適宜見直しするものとする。

2.1 河川整備の基本理念

都市化の進展が著しい新川圏域においては、昭和57年に「新川流域整備計画」を策定して以来、総合治水対策を推進するとともに、新川本川については、河川激甚災害対策特別緊急事業の完了をみて一定の治水安全度を確保したものの、圏域内の支川の多くは、整備の促進が必要な状況にある。

また、自然回帰や環境問題などへの関心が高まり、自然環境や親水など河川の多面的な機能について、地域住民の関心が高まっている。このような状況の中、平成6年に地域の特性に配慮した「庄内川水系河川環境管理基本計画」を策定した。圏域内の河川では小中学校による学習活動や地域住民による清掃活動が行われ、川と住民とのかかわりがあり、安全・安心でうるおいのある暮らしを圏域全体で実現する必要がある。

今後は、これらの関係する計画なども踏まえ、総合的に河川環境の整備と保全に努めていく必要がある。

このようなことから、新川圏域においては、東海豪雨を始めとする幾多の水害経験を活かして次世代に継承し、地域全体が連携して安全と安心をわかちあい、うるおいのある暮らしを支え育むことができる川づくりを行う。さらに、今も残されている自然環境や、地域住民の憩いの空間を保全するために、関係機関と連携を深め、治水、利水、環境に関わる施策を総合的に展開していくものとし、今後の河川整備の基本理念を以下のように掲げる。

『**まちの暮らしを支え育む、安全で安心できる川づくり**』

～幾多の水害経験を次世代に継承し、
地域が連携して安全と安心をわかちあい、
うるおいのある暮らしを支え育む川づくりを進めます～



写真－12 平成12年9月(東海豪雨)



写真－13 清掃活動状況

2.2 河川整備計画の対象区間

本河川整備計画の対象区間は下記のとおりとする。

表-3 河川整備計画の対象区間

河川名	区間		延長
新川	0.0km ~ 約21.8km	(河口～一級河川上流端)	約21.8km
五条川	0.0km ~ 約29.7km	(新川合流点～一級河川上流端)	約29.7km
青木川	0.0km ~ 約18.3km	(五条川合流点～一級河川上流端)	約18.3km
縁葉川	0.0km ~ 約 1.4km	(青木川合流点～一級河川上流端)	約 1.4km
巾下川	0.0km ~ 約 9.2km	(五条川合流点～一級河川上流端)	約 9.2km
矢戸川	0.0km ~ 約 5.2km	(巾下川合流点～一級河川上流端)	約 5.2km
境川	0.0km ~ 約 6.5km	(巾下川合流点～一級河川上流端)	約 6.5km
半之木川	0.0km ~ 約 1.5km	(五条川合流点～一級河川上流端)	約 6.5km
水場川	0.0km ~ 約 5.5km	(新川合流点～一級河川上流端)	約 5.5km
鴨田川	0.0km ~ 約 3.4km	(新川合流点～一級河川上流端)	約 3.4km
合瀬川	0.0km ~ 約18.0km	(新川合流点～一級河川上流端)	約18.0km
中江川	0.0km ~ 約 2.7km	(合瀬川合流点～一級河川上流端)	約 2.7km
新中江川	0.0km ~ 約 1.2km	(中江川合流点～一級河川上流端)	約 1.2km
原川	0.0km ~ 約 3.1km	(合瀬川合流点～一級河川上流端)	約 3.1km
大山川	0.0km ~ 約14.3km	(新川合流点～一級河川上流端)	約14.3km
新境川	0.0km ~ 約 2.6km	(大山川合流点～一級河川上流端)	約 2.6km
西行堂川	0.0km ~ 約 4.5km	(大山川合流点～一級河川上流端)	約 4.5km
池田川	0.0km ~ 約 3.6km	(大山川合流点～一級河川上流端)	約 3.6km
外掘川	0.0km ~ 約 2.8km	(大山川合流点～一級河川上流端)	約 2.8km
薬師川	0.0km ~ 約 7.6km	(大山川合流点～一級河川上流端)	約 7.6km
新造川	0.0km ~ 約 1.1km	(大山川合流点～一級河川上流端)	約 1.1km
新地藏川	0.0km ~ 約 3.4km	(新川合流点～八田川交差部)	約 3.4km
地藏川	約3.4km ~ 約10.1km	(八田川交差部～地藏川上流放水路)	約 6.7km

2.3 河川整備計画の対象期間

本河川整備計画の対象期間は概ね30年とする。

2.4 洪水や高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する目標

県が管理する23河川の内、圏域及び河川の状況、過去の浸水被害、氾濫区域内の人口・資産等を総合的に勘案し、緊急性の高い新川、五条川、青木川、縁葉川、巾下川、矢戸川、境川、水場川、鴨田川、合瀬川、中江川、新中江川、原川、大山川、外堀川、薬師川及び地蔵川において、洪水等による災害の発生の防止又は軽減を図るために、治水整備を実施する。

新川の将来の方針は、年超過確率 1/100 の規模の降雨(毎年、その規模を超える降雨が発生する確率が1/100)(24時間雨量357mm)による洪水に対し、放水路や遊水地の洪水調節施設の設置により、基準地点久地野において $690\text{m}^3/\text{s}$ を安全に流下させるものとする。

計画対象期間内における洪水対策の目標については、新川においては、年超過確率 1/30 の規模の降雨(24時間雨量252mm)による洪水を、安全に流下させることを目標とする。

五条川の青木川合流点より下流においては、年超過確率 1/30 の規模の降雨(24時間雨量252mm)による洪水を、安全に流下させることを目標とする。

五条川の青木川合流点より上流及びその他の河川においては、治水整備を実施する区間において、年超過確率 1/10 の規模の降雨(24時間雨量205mm)による洪水を、安全に流下させることを目標とし、治水整備を実施しない区間においても、現在有している洪水に対する機能が適正に発揮できるように、今後も河道と河川管理施設の維持に努めることを目標とする。この整備にあたっては、流域対策及び下水道整備と連携を図ることとする。

高潮対策については、伊勢湾台風規模の高潮による被害を防止することを目標とする。

地震・津波対策については、施設計画上の津波(河口が位置する地域海岸における設計津波の水位 T.P.3.0m)に対し必要な機能を確保するため、堤防の耐震対策など必要な対策を実施する。対策の実施にあたっては、「第3次あいち地震対策アクションプラン」(平成26年12月)に基づき、海岸管理者等とも連携して、着実に対策を進めていく。

また、本河川整備計画で河川工事の対象としない区間を含め、堤防や護岸、排水機場等の河川管理施設の機能を継続して確保するため、巡視、点検、維持補修、機能改善、長寿命化等による計画的・効率的な維持管理を行い、常に良好な状態を維持する。また、必要に応じて施設管理の高度化、効率化を図っていく。

一方、目標とする治水安全度を超える規模の洪水、高潮や、整備途上段階での施設能力を超える洪水、高潮に対しては、発生した被害に応じて必要な対策を講じる。また、被害の軽減を図るため、平常時から洪水ハザードマップ作成の支援、水防体制の強化及び地域住民や関係機関との連携に努め、想定される被害の軽減を図ることを目標とする。

また、破堤氾濫による甚大な浸水被害の発生を防ぐために、既存の排水調整要綱を適正に運用するとともに、必要に応じて適正な見直しを行うことを目標とする。

なお、新川圏域の一部は、海拔ゼロメートル地帯に位置することから、計画規模や現況施設の整備水準を超える規模の洪水、高潮等が発生した場合の被害を最小化するため、「東海ネー

デルラント高潮・洪水地域協議会」等において行政や施設管理者等の関係機関が共同して策定する、災害発生時の危機管理行動計画に基づき対応する。

また、施設画面上の津波を上回る規模の津波に対しては、最大クラスの津波による津波浸水想定を踏まえて、ハード・ソフトの施策を組み合わせた「多重防御」による津波防災地域づくり等と一体となって減災を目指していく。

さらに、平成 18 年1月1日に特定都市河川及び特定都市河川流域を指定し、策定する「流域水害対策計画」に基づき、流域市町と連携を強化し、流域対策及び下水道整備等と合わせ、総合的な浸水被害対策に努める。

2.5 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標

久地野地点の過去 10 年間(平成 6 年から平成 15 年)の平均濁水流量は $1.5\text{m}^3/\text{s}$ で、平均低水流量は $2.9\text{m}^3/\text{s}$ である。

河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関しては、今後とも関係機関と連携し、流況等の把握や水利用の合理化及び農業用利水流量の確保に努めるとともに、流水の正常な機能の維持に必要な流量を設定し、水量の確保に努める。

流水の正常な機能を維持するために必要な流量は、動植物の生育及び生息や流水の清潔の保持等を考慮し、3月～8月及び9月～2月の期間で下表のとおりとする。

表-4 正常流量

河川名	代表地点	正常流量(m^3/s)	
		3月～8月	9月～2月
五条川	春日	概ね 2.7	概ね 1.5
合瀬川	高田寺	概ね 0.4	概ね 0.1
大山川	豊山	概ね 1.0	概ね 0.2
新地蔵川	勝川	概ね 0.5	概ね 0.1

2.6 河川環境の整備と保全に関する目標

河川環境の整備と保全に関しては、現状の自然環境や散策、釣りなどの利用状況を踏まえ、治水・利水と調和を図りつつ、関係機関や地域住民で構成する水辺協議会などと連携した川づくりを推進する。

また、本計画策定にあたり作成した河川環境に関する情報や整備と保全の方向性を示す資料を活用し、具体の計画を河川環境管理基本計画と整合を図りつつ策定する。これらの計画を基に、上下流、本支川間の連続性を確保しながら河川工事を行うとともに、継続的なモニタリングを実施し、必要に応じて改善する。

動植物の良好な生息・生育・繁殖環境の保全・再生

動植物の良好な生息・生育・繁殖環境の保全・再生については、多様な動植物の生息・

生育・繁殖環境及び生態系ネットワークの形成に配慮するため、地域住民と連携し、以下のような多自然川づくりに努める。

- ・水際植生の保全・再生
- ・瀬・淵の維持・形成
- ・落差工等の段差解消や魚道の設置 等

川とふれあえる場の維持・形成

川とふれあえる場の維持・形成については、川に親しみ、ふれあい活動の場にするため、地域住民の利用状況や要望、川の利用に関する計画等を踏まえ、関係機関や地域住民と連携し、河辺の散策路や川に近づくための階段、調節池のグランド整備等に努める。

また、新川治水緑地は、従前の利用が河川激甚災害対策特別緊急事業により改変したことから、名古屋市や地域住民と連携し、グランドや自然環境に配慮したビオトープ等の整備に努める。

良好な景観の維持・形成

良好な景観の維持・形成については、下流域及び中流域の田園風景や上流域の都市景観等、周辺環境と調和した水辺空間の維持・形成に努める。

水質の改善

水質の改善については、地域住民の利用状況等を踏まえ、下水道等を整備する関係機関や地域住民等と連携し、良好な水質となるよう改善に努める。

また、非かんがい期に水量が少なく水質が悪化する河川は、関係機関と連携し、水質や流況等を把握するとともに、水質を改善するために必要な流量を設定し、水量の確保に努める。